

令和4年7月14日

株主各位

大阪府八尾市山賀町六丁目8番地2
株式会社 S T G
代表取締役社長 佐藤 輝明

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する決議公告

当社は、令和4年7月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の通り、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規程に基づき、公告いたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 発行会社の商号
株式会社 S T G
2. 本新株予約権の数
410個
3. 本新株予約権の払込金額
新株予約権1個につき490円（新株予約権の目的である株式1株につき4.9円）
4. 本新株予約権の割当日
令和4年7月29日
5. 本新株予約権の払込期日
令和4年7月29日
6. 本新株予約権の目的である株式の数
(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初100株とする。
(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数	=	調整前目的株式数	×	無償割当、分割又は併合の割合
----------	---	----------	---	----------------

(3) 本項に基づく調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
(4) 当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。
(5) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」

という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は3,350円とする。

※ 本新株予約権がインセンティブ目的であることから、行使価額は、取締役会決議日の直前日における当社株式の基準値段3,250円に対して、当該価格に3%のプレミアムを加えた価額として決定しております。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 上記のほか、当社が時価を下回る価額をもって新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

※ 「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。

※ 「時価」とは、直前時点における当社株式の最終取引価格とする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

(4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

8. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2023年7月29日から2028年7月28日まで(当該末日が銀行休業日の場合はその直前銀行営業日まで)とする。

9. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、当社株式が金融商品取引所(TOKYO PRO Marketその他のプロ向け市場を除く。以下同じ。)に上場されるまでの間、本新株予約権を行使することができない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

10. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付すべき株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

11. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書(以下「請求書」という。)に行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日(以下「行使日」という。)を記載し、記名捺印のうえ、金融商品取引法及びその関連法令並びに日本証券業協会及びわが国の金融商品取引所の定める規則等に基づき並びに当社の要請により要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所(以下「受付場所」という。)に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。

(2) 本新株予約権者は、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。

(3) 受付場所は、当社管理本部又はその業務を承継する部署とする。

12. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所は、紀陽銀行東大阪支店又はその業務を承継する銀行若しくはその部署とする。

13. 資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則に基づき計算される額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画若しくは分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を取得することができる。

(2) 当社の株式が金融商品取引所上場された場合において、当該金融商品取引所における当社株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合、当社は、取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を取得することができる。

(3) 本項に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、本新株予約権者に対して、1個につき、本新株予約権の払込金額に相当する額の金銭を交付する。

(4) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 組織再編時における新株予約権の交付

(1) 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。

(2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

承継目的株式数	=	合併等の効力発生直前における目的株式数	×	合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）
---------	---	---------------------	---	---

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

以上